

飯田市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第6項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成22年5月31日

飯田市監査委員	林	栄	一
飯田市監査委員	中	島	善吉
飯田市監査委員	上	澤	義一

別冊「平成22年度 監査報告書Ⅰ」のとおり

平成 22 年度

監査報告書 I

(要求監査)

飯田市監査委員

22 飯監第 25 号

平成 22 年 5 月 14 日

飯 田 市 長 牧 野 光 朗 様

飯田市議会議長 中 島 武津雄 様

飯田市監査委員 林 栄一

飯田市監査委員 中 島 善吉

飯田市監査委員 上 澤 義一

監査の結果の報告について

平成 22 年 4 月 7 日付け 22 飯人第 12 号で地方自治法第 199 条第 6 項の規定に基づく飯田市長からの要求のあった監査の結果について、同条第 9 項の規定により報告するとともに、公表します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第6項の規定による市長の要求による事務執行に関する監査

第2 監査要求事項と報告期限

平成21年10月26日現在における飯田市の下水道処理区域において、水道料金が賦課されているが下水道使用料が賦課されていない者が居住していた集合住宅に関して飯田市下水道課が行った調査等に係る次の事項

- 1 調査方法は適切か否か。
- 2 平成16年11月から平成21年10月までにおける、下水道使用に係る工事計画の確認申請から使用料の賦課に至る事務は適切であったか否か。
- 3 前項の事務処理方法について、飯田市下水道課が調査実施後にとった改善策は適切か否か。

報告期限 平成22年5月20日

第3 監査要求受理日及び監査の期間

- 1 監査要求受理日 平成22年4月7日
- 2 監査の期間 平成22年4月9日から平成22年5月12日まで

第4 監査方法と着眼点

監査の実施に当たっては、関係部署に対し関係資料の提出を求めた上で、現職及び監査対象期間中の関係職員（退職者を除く。）から説明を聴取し、次の事項を基本的な着眼点とした。

なお、監査要求事項では下水道使用料の賦課漏れとあるが、本事案では単なる使用料の通知漏れではなく、根拠となる調定（注）もなされていないので、調定漏れ事案として取り扱う。

- 1 類似ケース（集合住宅）に対する調査だけでなく、関連して行われた全ての調査について、その実施時期、調査方法等は適切であったか。また、内容は十分であったか。
- 2 排水設備工事計画確認申請から下水道使用料の調定に至るまでの事務が、例規等に沿って適切に執行されていたか。また、事務処理の手順に問題はなかったか。
- 3 再発防止のための原因分析や対応策の検討は十分であったか。また、再発防止策は有効に機能するものであるか。
- 4 市民への説明責任という視点から見て、本事案に対する説明内容や公表方法について、その時期、内容は適切であったか。また、市民の信頼回復は図られているか。

（注）「調定」とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、長が地方自治法施行令第231条の規定に基づきその歳入の内容を調査して収入金額等を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部意思決定行為をいう。

第5 監査の結果

1 調査方法は適切か

「下水道の日 水洗化促進活動」から判明した第一の調定漏れ事案は、集合住宅のような1件の排水設備工事計画確認申請（以下、「確認申請」という。）に対し複数の量水器が存在し、かつ、下水道の使用開始時期がそれぞれ異なるケースにおいて、下水道使用開始届（以下、「開始届」という。）に対する下水道課と水道業務課のチェック体制及び事務連携に問題があると判断されるケースである。

これに対して行われた集合住宅に対する調査については、時期、対象及び手法について妥当なものとする。

しかしながら、この調査により判明した第二の調定漏れ事案は、確認申請に係る確認済証交

付までの事務処理はなされているものの、その後に必要な排水設備工事完了届（以下、「完了届」という。）と開始届が確認できず、その事務処理過程において調定漏れとなったケースであった。

このことは、集合住宅に特有な要因によるもの以外にも調定漏れの原因があったことを示すもので、第一の事案を受けて行った調査だけでは十分ではなく、この時点で集合住宅に限定せず対象を拡大した調査が引き続き行なわれるべきであったと考える。

したがって、本監査の期間において、そのような調査報告がなされていない以上、本事案全体の調査方法としても不十分であると言わざるを得ない。

2 平成16年11月から平成21年10月までにおける、下水道使用に係る工事計画の確認申請から使用料の賦課に至る事務は適切であったか。

監査委員が当該期間に提出された確認申請について行った抽出調査や関係者に対する面接調査において、一連の確認申請・完了届・開始届の事務処理に次のような調定漏れなどの重大な誤りに繋がりがかねない事例が散見された。

- (1) 受付の日付印は押印されているが提出日が未記入の申請書等がある。
- (2) 確認申請に係る確認済証の交付に必要な決裁権者の決裁がされずに確認済証が交付されているものがある。
- (3) 確認申請書に記載されている予定工期から大幅に遅延している完了届がある。
- (4) 使用開始日前に提出すべき開始届の中に、使用開始日までに提出されていないものがある。
- (5) 開始届の様式が集合住宅の複数の量水器に対応するものとして整備されていない。
- (6) 確認申請の手数料の徴収が条例の規定どおりに行われておらず、手数料収入の件数から確認申請の提出件数をチェックすることが困難である。

3 前項の事務処理方法について、飯田市下水道課が調査実施後にとった改善策は適切か否か。

現在示されている改善策は、主に確認申請、完了届、開始届に対する現行の事務処理について責任の明確化と確認の徹底を図ったものであり、現時点で取り得る対応としては妥当なものとする。

しかし、この対応では人的、時間的制約のある中で自ずと限界もあり、日常業務の中にチェック機能を効率的に組み込むことが肝要である。例えば、手数料収入からのチェック、上水道の開閉栓の手続きからのチェックなど、他の部署が所管する事務処理との連携による相互のチェック体制などが考えられ、更なる改善が求められる。

第6 監査報告に添える意見

市長から要求のあった監査事項については、前項、監査の結果とおりにあるが、確認申請の受付から下水道使用料の調定に至るまでの事務は、下水道課単独ではなく、水道業務課（お客様センターへの委託業務を含む。以下同じ。）との連携の中で行われている。したがって、要求のあった事項に対する監査の結果の報告のみでは、調定漏れ事案の再発防止及び市民の信頼回復の面からは不十分であると考えるので、監査委員として次のとおり意見を添える。

1 再発防止

排水設備工事に関する事務処理は、飯田市の現状では排水設備の新設等の行為をしようとする者（建築物の所有者など）が、指定工事店を通じて下水道課に提出する確認申請書の受付から始まり、工事内容の審査と確認済証の交付、指定工事店による工事施工後の工事完了届の提出、これを受けて完了検査と検査済証の交付、関連書類の保管という流れで行われ、下水道課において、公共ます、またはそれが設置されている地番ごとに管理がされている。

一方、下水道使用料に関する事務処理は、汚水を公共下水道に排除する使用者（居住者）が下水道使用開始前にあらかじめ下水道課に提出する開始届の受付から始まり、開始届の水道業務課への回付、水道業務課における開始届のデータの上下水道情報システムへの登録、開始届（写し）の保管という流れで行われ、主に水道業務課において、量水器情報を基に管理がされている。

それぞれにおいて正確な事務処理を行い、その関連書類が適正に管理、保管されていることは基本であるが、二つの組織にまたがる事務処理においては相互連携の確保が不可欠である。

下水道使用料の調定に至るまでの一連の事務処理においては、橋渡しとなる公共ますと量水器の関連性の整合が取りにくかったことも調定漏れの一因であり、更なる事務処理の見直しにより下水道課と水道業務課との連携をより確実なものにすることが必要である。

次に、それぞれの課が所管する事務処理においても幾つかの改善策が必要である。

下水道課の所管する確認申請受付後の進行管理により、次のようなチェックや指導が可能になろう。

- (1) 確認申請時に指定業者が記載する書類提出簿（受付簿）のほか、確認手数料を条例どおり確認申請提出時に徴収することで、手数料収入件数による確認申請提出のダブルチェック
- (2) 確認申請書の記載事項の予定工期により、完了届や開始届の提出状況の確認や未提出に対する指導
- (3) 完了検査時の現場確認における量水器番号の確認により、開始届の提出状況の確認や未提出に対する指導。また、検査情報を水道業務課に提供することにより、下水道使用開始の事実確認
- (4) 合併浄化槽の廃止報告書の情報を水道業務課に提供することにより、下水道使用開始の事実確認

また、水道業務課が管理する上下水道情報システムに合併浄化槽を含む下水道関連情報を取り込むことにより、調定漏れの事案が長期間放置されることがないように、日々の業務の中で次のような下水道使用状況についてのチェックも可能になろう。

- (1) 集合住宅など使用者（入居者）の入れ替わりがある場合、その都度行われる上水道の開閉栓手続の際の確認
- (2) 隔月の定例日に行う上水道量水器の検針の際の確認

調定漏れ事案の再発防止のためには、先に述べたように関係部署の連携とそれぞれの業務の流れを横断的にチェックする体制の構築が必要である。

2 市民の信頼回復

平成 21 年度第 4 回上下水道事業運営審議会における委員の発言にあるように、市民に対する説明責任と信頼回復の面から、集合住宅以外の一般家庭や事業所などについても、上水道の水栓データに基づく全件調査を早急に行うことが必要と考える。

また、全件調査において把握した内容は調定漏れの調査のための一過性のものとせず、水栓データと関連付けて上下水道情報システムに取り込む等、今後のチェック体制に有効に生かすべきであり、再発防止策についても、全件調査の結果を踏まえた上で再度検討をし、全件調査の結果の報告に併せて、市民に対する説明責任を果していくことが重要である。

複数の事務処理過程における相互チェック体制の確立や全件調査など対応に時間を要するものもあろうが、この際、徹底した事実確認とそれに対する業務改善、並びに再発防止に向けた職員の意識改革が望まれる。